

内閣総理大臣・総務大臣
財務大臣・文部科学大臣 あて
衆議院議長・参議院議長

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われました。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化されました。そして、平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化されました。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっています。

そこで、平成23年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年 6 月18日

長野県上伊那郡箕輪町議会

内閣総理大臣・総務大臣
財務大臣・文部科学大臣 あて

少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善
教職員定数増を求める意見書

今、学校や子どもたちをとりまく状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、「荒れ」、学級崩壊など心をいためる事態が進行し、このことは我々の地域といえども決して例外とは言えない状況になっています。

こうした学校をとりまく諸問題を解決するには、現行の「40人学級定員」を引き下げて少人数学級において、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが不可欠です。すでに長野県においては、独自の財政措置によって小学校で少人数学級を実施していますが、厳しい財政状況のおり国の責任で少人数学級を実施していくことが求められています。

一方、少子化の中で過疎化の進む地域において、現行基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育保障の観点から複式学級は避けるべきです。そのためには、現行の複式学級の基準を改善する必要があります。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

政府は公務員の総人件費改革実行計画の中で、一般公務員とは別に教職員に対して一層の人件費削減を求めています。このため、平成21年度に引き続き平成22年度も次期定数改善計画の実施が見送られました。しかし、日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、「次期定数改善計画の早期策定」や「教職員配置の更なる充実」が必要です。現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する独自の措置が、多くの道府県や市町村で行われています。しかし、地方交付税の削減も必至という中では、地方財政を圧迫しかねません。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 国の責任において早期に「少人数学級」を実現することを含めた、次期定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
- 2 現行の複式学級の編制基準を改善し、複式学級を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

長野県上伊那郡箕輪町議会

長野県知事 あて

長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と
複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書

今、学校や子どもたちをとりまく状況は、健やかな成長を願う保護者や国民の願いにもかかわらず、不登校やいじめ、「荒れ」、さらには学級崩壊など、心をいためる事態が進行し、このことは我々の地域といえども決して例外とは言えない状況になっています。

2002年度から県独自に実施した「30人規模学級」は、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、県独自の施策に深く敬意を表するところです。2005年度からは小学校4年生まで県費で措置が拡大され、2009年度からは県単独措置による小学校全学年での30人規模学級が実現しました。どの子にもゆきとどいた教育を保障する観点から、さらに中学校の全学年において同様の施策が早期に実施されることが求められています。

一方、少子化の中で過疎化のすすむ地域においては、現行基準のもとでは複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。たとえ少人数の子どもたちであっても教育保障の観点から、複式学級は避けるべきです。そのためには現行の複式学級の基準を改善し、県独自の複式学級解消措置を一層充実させることが求められています。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められています。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために下記の事項を実現するよう、強く要望します。

記

- 1 県独自の「30人規模学級」を中学校全学年へ早期に拡大すること。
- 2 現行の複式学級の編制基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。
- 3 県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

長野県上伊那郡箕輪町議会